

「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書

「こども誰でも通園制度」は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に向けて、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。

地域の実情に合わせた速やかな制度の導入に加え、育児と多様な働き方やライフスタイルの両立の推進と子どもの安全のために、以下の事項についての特段の取組を求めます。

記

1 保育士等の業務負担の軽減と給与を含む処遇改善の支援を実施すること

2 自治体によって一人当たりの利用時間の上限を増やせるようにすること

試行的事業では、補助基準上の一人当たり利用時間の上限は10時間としていますが、それぞれの自治体における乳幼児数や地理的特性によって、利用時間のニーズにバラつきが生じることが想定されます。こうした中、全国の市町村で実施する給付制度とすることを前提としながら、自治体によって地域差が生じることについてどのように考えるのか、といった論点も含め、利用時間の在り方について検討すること。

3 障害児や医療的ケア児の支援を充実すること

障害児や医療的ケア児とその家族を支援する観点や保護者の事情により、通園ができない乳幼児についても家庭とは異なる経験や家族以外と関わる機会を創出する観点から、こども誰でも通園制度においても障害児や医療的ケア児の支援を充実すること。

4 重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とすること

「こども誰でも通園制度」を地域資源の一つとして整備し、「こども誰でも通園制度」と合わせて、地域に多様な子育て支援サービスを整え、潜在的待機児童の解消も視野に入れた重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とすること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出します。

令和6年12月9日

新宿区議会議長名

衆議院議長	宛て
参議院議長	
内閣府特命担当大臣	
(こども政策 少子化対策)	
財務大臣	